

新潟市大通地域生活センターの管理運営について

地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理について、「指定管理者制度」が創設されました。この制度は、公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者まで広げることにより、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。市では、施設の機能を生かした効果的・効率的な管理運営を図るために、指定管理者制度への移行に努めてきたところです。この度、指定管理者が、公の施設を適切に管理運営し、良好なサービスを提供しているかを確認・評価しましたので、評価の結果について掲示します。

評価対象の指定管理者	大通コミュニティ協議会
評価対象の期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日

1.施設サービス提供 (施設そのものを市民に提供することで、協定等で定めるサービスが実施できているか)
※1 ※2

2.事業(市の事業、自主事業) (施設を利用して市民に提供している事業について、協定等で定める内容が実施できているか)

評価項目	評価	新潟市南区役所地域課コメント欄
1		(コミ協事業として実施)
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		

3.施設の管理 (施設自体の保守管理、修繕や、震災等への対応等)

4.歳入歳出 (協定における収支計画等に沿っているか、経費等の縮減はできているか)

評価項目	評価	新潟市南区役所地域課コメント欄
1 支払い	○	各種料金の支払いや利用料金等の徴収は、滞りなく行っている。
2 利用料金等	○	B

5.総合評価 (上記の1から4を踏まえての総合評価)

コミ協事業として文化祭やバザー、学習スペースの開放などを実施しており、地元住民に密着した施設となっている。地域住民の連帯感を高め、住みよい地域社会づくりの推進に資するという施設の設置目的を理解し、またコスト意識を持ち管理経費の節減に努めながら施設の管理運営にあたっており、指定管理者として優良と評価できる。

※1 各評価項目ごとに「○」「△」「×」の3段階で評価

◎ :仕様を超えるなど、「○」ランク以上の特にめざましい成果があった。

事業計画や仕様書を基に協議により定めたサービス水準を達成した。

△ 「改善指導書」など市が相当程度指導するなどして何とか水準をクリアできた。

△ 「改善指導書」など市が相当程度指導
× し様、サービス水準達成できなかつた。

*2 「1. 施設サービス提供」～「4. 歳入歳出」について「A」から「D」の4段階で評価

A :多くの評価項目において「○」があり、残りの項目についても全て「○」である場合。

B :全ての項目が「○」以上である場合。

：「△」の項目が1つでもある場合。

：「△」の項目が1つでもある場合。